



# こどもを養育している人には 各種手当があります

子育て推進課 ☎ 85-6201

	対象	月額
① 児童手当	平成19年4月2日以降に生まれた児童を養育している人	児童1人につき ○3歳未満(第1子・第2子)…1万5,000円 ○3歳以上(第1子・第2子)…1万円 ○第3子以降…3万円  ※ 児童の人数(多子加算のカウント)については、平成15年4月2日～平成19年4月1日に生まれた児童も含まれます。ただし、以下の場合が多子加算の対象とはなりません。 ・ 児童手当の支給要件を満たしていない場合(施設に入所している、監護していないなど) ・ 学費や食費などの生計費の相当部分の経済的負担をしていない場合
② 児童扶養手当	父母の離婚などで、父か母と生計を別にしていて、平成19年4月2日以降に生まれた児童を ・ 監護(※)している母 ・ 監護し、かつ生計を同じくする父 ・ 監護し、かつ生計を同じくし、養育している人	○児童1人の場合 …1万1,010円～4万6,690円 ○2人目以降 …5,520円～1万1,030円加算
③ 県遺児手当	●②④は、一定の障がいがある場合は、20歳未満の児童が対象 ●③は県内に、④は市内に住所がある人に限る ●いずれも所得制限あり	児童1人につき ○1～3年目…4,350円 ○4・5年目…2,175円 ○6年目以降…支給なし
④ 子ども福祉手当	※ 監護…監督し保護すること。児童の生活について精神面から配慮し、かつ衣食住の面倒などをみていること	児童1人につき ○小学生以下…2,000円 ○中学生…3,000円 ○高校生世代…4,000円

※ ③は手続きした月から支給し、①②④は手続きをした月の翌月分から支給します。

※ 詳しくは、市ホームページを見るか問い合わせてください。



ID:1002513

## 現況届について

①を受給している人は、**一部の人を除き提出不要**です。提出が必要な人には、6月初旬に個別に送付します。

②③④を受給している人は、年1回の現況届などの提出が必要です。現況届などは8月初旬に送付します。